

高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<22号>> 2013年10月15日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(891)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護士ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/

1 第2回口頭弁論&報告集会

9月30日(月) 14:30~ 於:高松地方裁判所 6階 第1号法廷

高松の気温は28.1℃、裁判所内は冷房が切られており、ムツとする暑さ(熱さ?)の中、法廷前の廊下にたくさんの傍聴人が行列を作りました。あまりの暑さに、急遽冷房を入れて下さることになりましたが、それでも、50名以上の熱気で、まったく冷気を感じる事はありませんでした。

法廷内に入ってから、皆さん落ち着いて席に着き、静かに開廷を待ちました。

今回は、提出書面確認の後、原告代理人若林弁護士(聴覚障害者)によるパワーポイントを使用しての意見陳述、次回期日の調整が行われました。

原告準備書面(1)(2)で、特に伝えたいことを意見陳述とし、「手話通訳派遣を拒否されることは、ろう者が人として生きる事を否定されることも同然である」と、原告側の請求はすべて認められるべき理由を述べました。被告・高松側からは、書面のみの提出で意見陳述はありませんでした。

【傍聴席への情報保障等の配慮】

- ・手話通訳・・・傍聴席の一番前に立ち、法廷に背を向ける形で行う
- ・要約筆記・・・パソコン要約で、壁に映し出す
- ・磁気ループ・・・12席を磁気ループのスペースとする
- ・電動車椅子・・・椅子を撤去し、スペースを確保する
- ・盲ろう者・・・椅子を撤去し、スペースを確保する

★当初から要望していた盲ろう傍聴者に適したパソコン要約が認められました!!

- ・裁判所職員・・・プラカード・筆記用具の準備

★聴覚障害者に対する対応がスムーズになっていました!!

その後報告集会が行われました。参加者は60名。全日本ろうあ連盟、全国盲ろう者協会、全国手話津役問題研究会、手話通訳士協会の理事の方々から激励のことは頂き、司法における情報保障の在り方についてこの裁判の意義を改めて感じました。原告池川さんからは情報保障に関しては今回より行き届いた形となったことは成果、今後高松市には反省し、またなぜ手話通訳派遣を却下したのかこの裁判ではっきりさせてほしいと今の思いを語りました。

最後に参加者全員で「がんばろー!!」

コールで集会を終えました。

次回期日は12月9日、4月22日です。



今裁判は怎么样了の？

民事裁判は書面での主張のやり取りが多く、実際裁判を傍聴しても原告の池川さんの訴えに対する高松市の考えがよくわかりません。また、今どのように進んでいるのか・・・争ってる中身がよく理解できません。そこで提訴から第2回口頭弁論までの原告池川さんの主張、高松市の主張をまとめました。



平成24年2月28日手話通訳派遣申請却下処分を取り消し、派遣費用の返還、人格権侵害として慰謝料の賠償を求め、高松市を相手に提訴

原告（池川さん）弁護団の訴え

「手話」を使う「お母さん」である原告にとって、手話通訳は、ひとりの人間として生きていくためそして、親として子供を育てていくために、必要不可欠なサポートであり、高松市の却下処分、派遣要綱、運用基準は、憲法21条（聴覚障害者のコミュニケーション支援請求権利、「知る・聞く」権利）、26条1項（親が子供を教育する権利）等及び障害者基本法、教育基本法等に違反する

すべての国民には教育を受ける権利があり、保護者は教育を受けさせる義務がある母親として子供の進路に関わる情報を得る権利は守られるべきで高松市は必要な支援をすべき。高松市の派遣できない理由、高松市外であること、通訳内容が市長が必要と認めるには客観的に重要性が乏しいというが、障害者基本法には、地方自治体は自立のために適切な支援が受けられるよう必要な施策を講じなければならないとある。自ら保護者説明会に参加し自ら情報を得ようとするために手話通訳を派遣することは適切な支援ではないか。



派遣申請却下について 地域外派遣だからではなく内容が要綱にある教育に関する事項に当てはまらない。教育に関する「義務教育とそれに準ずる高等教育に関すること」であり専門学校はこれに当てはまらない。要綱に派遣の対象行為・地域を限定しているのは公的派遣の適正さを図るため。

知る権利というが公的に手話通訳の派遣ができなかっただけで他の方法での通訳の手配や筆談等の手段を奪ったわけではない。

「何の根拠もなく」「客観性に乏しい」と判断したのではなく原告からの申し出と専門学校の意見を考慮し判断したもの。

4月22日第1回口頭弁論

池川さんからは「なぜこの訴訟を起こしたのか。何が問題なのか。」を弁護団からは今回の提訴に至る経緯と聞こえないとはどういうことかろう者にとっての手話とは何かという内容の意見陳述がありました。

その後高松市に答弁書に対する反論として準備書面を提出。高松市からはそれに対する再反論の書面が裁判所に提出されました。



原告（池川さん）弁護団の主張



高松市

高松市の主張

①改正障害者基本法が成立したのは原告に対する処分のわずか5日後だったのに処分にあって改正障害者基本法の精神や趣旨を全く顧みていない

②他にも申請を却下した事案はあって、高松市内の聴覚障害者は皆我慢し、遠慮し、人によっては諦めていた

③専門学校は義務教育基本法や学校教育法等でも義務教育やそれに準ずると言っていいくらい大事な教育の場、高校生が専門学校のオープンキャンパス等に行くのは高校の進路指導の一貫そもそも派遣できない理由を地域外といていた

④不利益は大きい
資料だけで済むなら説明会に行く意味がない
筆談では追いつかない
質問したくてもできない

⑤当然保障されるべき手話通訳派遣が否定されることは、ろう者である個人の存在否定に等しい

⑥却下処分は憲法違反
憲法第 21 条「情報取得権」違反
憲法第 26 条「教育権」違反
憲法第 25 条「生存権」違反
憲法第 13 条「個人の尊重」違反
憲法第 14 条「平等原則」違反

①まだ成立前であり改正法違反は考えなくてよい

②派遣却下処分をしたのは、今回の一件だけ

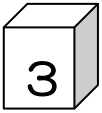
③却下の理由は義務教育やそれに準ずる高校等に当てはまらないから地域外だからではない

④原告の不利益などたいしたことはない
公的派遣ができなかったとしても資料の提示、筆談で足りる

⑤公的派遣対象の適正さを図るよう運用実施している。派遣を認めないことが個人の存在を否定となるものではない
保護者説明会の内容をその場で理解しななければならない必要性が高かったとは言えず、のちに長女から説明を受けることができ、特段の支障のない事項である。
手話通訳の必要性が高かったとはいえないし、人格を否定するものではない。

⑥憲法違反ではない

原告の主張に対して高松市の考えは④、⑤にはっきりと表れています。
すなわち障害者権利条約にある「手話言語である」、改正障害者基本法にある「すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図れること」このことを全く理解していない、手話はろう者の言語であること、情報保障の必要性を理解していないのです。



カンパ状況の報告

カンパ額: 6,685,454円(10月12日現在)

現在のカンパ額は6,685,454円(926件)となりました。本当にありがとうございます。これからも皆様方のご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

カンパして頂いた皆様(2013年10月12日現在) (敬称略)

(北海道) 近藤つぐ、中村雅子、余市手話会、北手協胆振・日高ブロック交流会 (富山) 宮川圭美 (神奈川) 桂林ゆかり (千葉) 大森修子 (静岡) 藤原友子、青山貴美弘、稲葉永吾、沼津市手話通訳者の会、手話サークル若葉友の会 (京都) 吉木幸三、清水美弥 (大阪) 加藤桂子、中野富美雄 (兵庫) 仲村かつ代、吉井眞佐子 (鳥取) 黒田紘子 (広島) 延木和宏・登代子、来山典子、田中孝美、伊香キ又工、匿名希望 (山口) 村田茂昌、村上久美子、藤井佳子 (香川) 松田直子、高橋菊代、笹尾幸代、高松聴覚障害者協会、第2回口頭弁論報告集会、住田洋一・美江、野々口猛浩、つみき手話サークル (高知) 小椋勝代、高橋靖子 (福岡) 吉田 宏、立木雅子、熊野ちはる、立木一登 (長崎) 金丸幸輔・夏子、五輪政子 (熊本) 森田文子 (宮崎) 溝ノ口光輝 (その他) 全九州ろうあ者大会参加者

皆さまのご協力、ご支援に感謝いたします。
ありがとうございました。
引き続きご支援お願い致します。



メッセージ紹介

今回も暖かい応援のメッセージをありがとうございます。その一部を紹介します。

- ・支援カンパのためにサークルでバザーを行いました。サークル会員の応援の気持ちがこもっています。裁判頑張って下さい。
- ・活動には時間がかかりますが、どうぞ頑張って下さい。
- ・権利として尊重されることを望みます。
- ・人権を守るために頑張って下さい。
- ・運動の経過をいろいろな通信で注目しています。頑張ってください。
- ・私は基礎課程ですけど勉強中です。応援しております。頑張ってください。

支援カンパは、1口2,000円です。《複数口でも可能です》

振込先： ゆうちょ銀行

口座名称： 高松市の手話通訳派遣を考える会

振替口座記号番号： 01630-2-108487(郵便局)

※ 他の銀行からは

(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)